

○奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱

令和元年11月13日告示第332号

改正

令和2年3月31日告示第168号

令和3年3月19日告示第126号

令和3年3月29日告示第161号

令和5年3月29日告示第136号

令和6年3月29日告示第168号

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 第2期奈良県地方創生総合戦略(令和2年3月25日策定)及び第2期奈良市総合戦略(令和4年3月23日策定)に基づき、本市内への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、奈良県と共同して行う移住支援事業(以下「移住支援事業」という。)において、東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。以下同じ。)から本市に移住した者が、交付対象者の要件に該当した場合に予算の範囲内において移住支援金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県移住・就業・起業支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)の定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(移住支援金の種類及び額)

第2条 移住支援金は、次の各号に掲げるものとし、その額は、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 移住支援金(単身者向け) 60万円

(2) 移住支援金(世帯向け) 100万円

2 前項第2号の交付を受けようとする者であつて、次条第1項第3号の要件を満たし、かつ、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、当該18歳未満の世帯員1人につき100万円を前項第2号の額の加算して交付する。

(交付対象者)

第3条 移住支援金(単身者向け)の交付を受けることができる者は、第1号及び第2号のいずれの要件にも該当するものであつて、かつ、第3号から第7号までのいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第281条に規定する特別区（以下「特別区」という。）に、本市に住民票を移した日（以下「転入日」という。）前10年のうち通算して5年以上住民票を置き、かつ、転入日から起算して1年前の日から転入日までの間連続して居住していた者で、当該居住地から本市に転入した者

イ 東京圏（条件不利地域（離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の規定により指定された区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）に、転入日前10年のうち通算して5年以上住民票を置き、かつ、転入日から起算して1年前の日から転入日までの間連続して居住していた者のうち、特別区内に存する勤務先に転入日前10年のうち通算して5年以上通勤（雇用にあっては、雇用保険の被保険者として雇用された場合に限る。）をしていた者（転入日前3月において連続した1年以上の勤務実績がある者に限る。）で、当該居住地から本市に転入したもの

ウ その他市長が特に必要と認める者

(2) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 転入日が令和元年8月1日以降であること。

イ 転入日から起算して1年を経過した日までの間に移住支援金の交付申請を行うこと。

ウ 移住支援金の交付申請を行った日（以下「申請日」という。）から起算して5年以上、本市に継続して居住する意思があること。

エ 暴力団等（奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）に該当しない者

オ 日本の国籍を有する者又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第2号に規定する外国人で同法別表第2に掲げる在留資格を有するもの若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条から第5条までの規

定による特別永住者

(3) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県実施要領に規定するマッチングサイト（以下「奈良県マッチングサイト」という。）に掲載されている法人等（以下「対象法人等」という。）に勤務すること。ただし、配偶者又は3親等以内の親族が勤務している対象法人等の役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。）である場合を除く。

イ 勤務している対象法人等への求人の応募を行った日が、奈良県マッチングサイトに当該対象法人等が掲載された日以後の日付であること。

ウ 申請日において勤務している当該対象法人等と期間の定めのない新規の労働契約（1週間当たり20時間以上勤務していることを要し、転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更を除く。次号イにおいて同じ。）を締結していること。

エ 申請日において勤務している対象法人等に引き続き5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(4) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次のいずれにも該当するものであること。

ア 就業先が目的達成後に解散することを前提とした個別プロジェクトである等、短期間に離職することが前提とされていないこと。

イ 申請日において勤務している当該対象法人等と期間の定めのない新規の労働契約を締結していること。

ウ 申請日において勤務している対象法人等に引き続き5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(5) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 自己の意思により本市に転入し、本市を生活の本拠としながら、転入前から就業していた勤務先における業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、勤務先から資金の提供を受けていないこと。

(6) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 本市が実施する奈良市お試し移住制度を利用し、本市に滞在したこと。

イ 本市の認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第5項の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定農業者となる見込みのある者

ウ 本市の認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項の規定により認定を受けた者をいう。以下同じ。）又は認定新規就農者となる見込みのある者

(7) 申請日から起算して1年前の日から申請日までの間に県実施要領に規定する起業支援金の交付決定を受けている者

2 移住支援金（世帯向け）の交付を受けることができる者は、前項第1号及び第2号のいずれの要件にも該当するものであって、かつ、第3号から第7号までのいずれかの要件に該当するもので、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 移住支援金（世帯向け）の申請者（以下この項において「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が、本市への転入前の居住地において同一の世帯に属していたこと。

(2) 申請者を含む2人以上の世帯員が全て申請日において同一の世帯に属していること。

(3) 申請者を含む2人以上の世帯員が全て令和元年8月1日以降に本市へ転入したこと。

(4) 申請日において申請者を含む2人以上の世帯員が全て転入日から起算して1年を経過した日までの間にあること。

(5) 申請者を含む2人以上の世帯員が全て暴力団等に該当しないこと。

(6) 世帯員の転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更を伴う転入ではないこと。

3 特別区内の大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）へ通学し、特別区内の企業等へ就職した者にあつては、当該大学等へ通学した期間を、第1項第1号イに掲げる東京圏に住民票を置いた期間に算入することができる。

(交付の申請)

第4条 移住支援金(単身者向け)及び移住支援金(世帯向け)(以下これらを「支援金」という。)の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、移住支援金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本人であることを確認できる書類(本人の写真が掲載されているものに限る。)の写し
- (2) 在留資格が確認できる書類の写し(支援金の交付を受けようとする者が外国人である場合に限る。)
- (3) 転出元の住民票除票の写し(複数人世帯の支援金の交付を受けようとする場合は、該当する世帯員分を含む。)
- (4) 本市に転入したことがわかる住民票の写し(移住支援金(世帯向け)の交付を受けようとする場合は、該当する世帯員分を含む。)
- (5) 移住支援金における就業証明書(別記第2号様式)(前条第1項第1号及び第2号の要件に該当する者であって、かつ、第3号からこの号までの要件に該当するものとして支援金の交付を受けようとするものに限る。)
- (6) 転出元における勤務実態又は経営実態を確認できる書類等(前条第1項第1号イの要件に該当する者として支援金の交付を受けようとするものに限る。)
- (7) 大学等に通学した期間及び大学等を卒業したことを確認できる書類(前条第1項第1号イの要件に該当する者であって、同条第3項の適用を受けたものとして支援金の交付を受けようとするものに限る。)
- (8) 自己の意思により本市に転入したことを確認できる書類等(前条第1項第5号アの要件に該当する者として支援金の交付を受けようとするものに限る。)
- (9) 奈良市お試し移住制度を利用し、又は奈良市の認定農業者若しくは認定新規就農者となることを確認できる書類等(前条第1項第6号の要件に該当する者として支援金の交付を受けようとするものに限る。)
- (10) 奈良県から交付された起業支援金交付決定通知書の写し(申請日から起算して1年前の日から申請日までの間に交付されたものに限る。)(前条第1項第1号及び第2号の要件に該当する者であって、かつ、第8号の要件に該当するものとして支援金の交付を受けようとするものに限る。)

(交付決定等)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

2 前項の審査の結果、支援金を交付することが不適当と認める場合は、移住支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第6条 前条第1項の規定により、支援金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、移住支援金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出し、支援金を請求するものとする。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定による請求があったときは、交付決定者に対し、支援金の交付を行うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定通知書の再交付を必要とするときは、書面で再交付願を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、移住支援金交付決定通知書を申請者に交付するものとする。

(変更事項の届出)

第9条 交付決定者は、申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第10条 市長は、交付決定者又は対象法人等に対し、移住支援事業が適切に実施されたか否かを確認するため、必要に応じ、本市移住支援事業に関し報告を求め及び立入調査を行うことができる。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支援金交付決定の全部又は一部を取消することができる。ただし、勤務先の倒産、災害、病気その他やむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合は、この限り

ではない。

(1) 全部を取消す場合

- ア 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合
- イ 申請日から起算して3年を経過するより前に本市から転出した場合
- ウ 申請日から起算して1年を経過するより前に第3条の要件を満たす職を退職した場合
- エ 第3条第1項第7号に規定する交付決定を取り消された場合
- オ 第10条の報告及び立入調査に応じない場合

(2) 一部を取消す場合

申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に本市から転出した場合

(支援金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、申請者に対し、移住支援金返還命令書（別記第6号様式）により通知する。

2 市長は、第5条第1項の規定により支援金の交付決定を受けた者の申請日から5年間の居住状況について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条の2の規定に基づく請求により交付を受けた住民票の写し等により確認するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月13日から施行する。

附 則（令和2年3月31日告示第168号）

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第3条第1項第1号の規定は、この告示の施行の日以後に本市に転入した者について適用

し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 2 9 日告示第 1 6 1 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 4 号から第 6 号、同条第 3 項及び第 4 条第 6 号から第 8 号の規定は、この告示の施行の日以後に本市に転入した者について適用し、同日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和 5 年 3 月 2 9 日告示第 1 3 6 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 3 条及び第 4 条の規定は、この告示の施行の日以後に転入する者に係る移住支援金から適用し、同日前に転入した者に係る移住支援金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示により改正前の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱別記第 1 号様式から第 3 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

（施行期日）

1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第 2 条から第 4 条までの規定は、この告示の施行の日以後の交付申請に係る移住支援金から適用し、同日前の交付申請に係る移住支援金については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際、現にこの告示による改正前の奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱別記第 2 号様式から第 6 号様式までの規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記

第1号様式（第4条関係）

別記
第1号様式（第4条関係）
（宛先） 奈良市長

年 月 日

移住支援金交付申請書

奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第4条に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	人	左記のうち18歳未満の者の人数	人
	世帯の場合は同時に移住した世帯員の人数（1の申請者は含まない）				
移住支援金種別	就業	専門人材	テレワーク		
	関係人口	起業			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）*

「奈良市移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
「奈良市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
「暴力団排除に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、奈良市に移住し、かつ、就業・起業等する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
（世帯で申請の場合のみ記載） 世帯員の転勤、出向、出張又は研修等による勤務地の変更に伴う転入である		A. 該当しない		B. 該当する

* 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒	
----	---	--

5 (東京23区への在勤・在学者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤・在学履歴

※直近1年以上かつ通算5年以上の在勤・在学履歴を記載

期間	就業先・在学先	就業地・在学地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

管理コード (奈良県及び奈良市使用欄)	
---------------------	--

奈良市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 奈良市移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、奈良県及び奈良市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 移住支援金の支給要件や居住状況を確認するため、奈良市が住民基本台帳を閲覧することに同意します。
- 3 就業証明書の内容が真正であることを確認するため、奈良市が証明内容について事業所へ照会することに同意します。
- 4 以下の場合には、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - (2) 申請日から起算して3年を経過するより前に奈良市から転出した場合：全額
 - (3) 申請日から起算して1年を経過するより前に交付要綱第3条の要件を満たす職を退職した場合：全額
 - (4) 交付要綱第3条第1項第7号に規定する交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 交付要綱第10条の報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - (6) 申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に奈良市から転出した場合：半額

奈良市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

奈良県及び奈良市は、奈良市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、奈良県及び奈良市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

なお、就業証明書を偽造、変造（無断作成・改変）した場合は、刑法に基づき罰せられることがあります。

暴力団排除に関する誓約事項

奈良市移住支援金の交付を申請するにあたり、また、支援金の対象期間内及び完了後において、下記事項について誓約します。

また、暴力団等であるか否かの確認に必要な場合には、奈良市が奈良県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（奈良市暴力団排除条例に規定する暴力団をいう。）

(2) 暴力団員等（奈良市暴力団排除条例に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員等と密接な関係を有する者

(4) 暴力団員等の反社会的勢力

(5) 暴力団員等の反社会的勢力と密接な関係を有する者

第2号様式（第4条関係）

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）奈良市長

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

移住支援金における就業証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名				
勤務者住所				
勤務先所在地				
勤務先電話番号				
移住支援金種別	1. 奈良県マッチングサイト掲載求人による就業 2. プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業による就業 3. テレワークによる就業			
	1. 又は 2. を選 択した場 合	就業年月日		
		雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
	1. を選 択した場 合	応募受付年月日		
		勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	1. 3親等以内の親族に該当しない 2. 3親等以内の親族に該当する	
	3. を選 択した場 合	移住に係る意思	1. 勤務者本人の意思による移住 2. 所属先企業等の命令による移住	
		デジタル田園都市国 家構想交付金（デジ タル実装タイプ（地 方創生テレワーク 型））を活用した資 金提供の有無	1. 勤務者へ資金提供を実施していない 2. 勤務者へ資金提供を実施している	
		所属先企業等への出 勤の頻度	1週間あたり勤務日数	日/週
			うち、所属先企業等への 出勤日数	日/週

奈良市移住支援事業における移住支援金交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、奈良県及び奈良市の求めに応じて、同奈良県及び奈良市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第3号様式（第5条関係）

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

奈良市長

移住支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、移住支援金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

移住支援金 _____ 円

（備考）

- 1 奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・偽り又は不正の手段により支援金の交付を受けた場合：全額
 - ・申請日から起算して3年を経過するより前に奈良市から転出した場合：全額
 - ・申請日から起算して1年を経過するより前に交付要綱第3条の要件を満たす職を退職した場合：全額
 - ・交付要綱第3条第1項第7号に規定する交付決定を取り消された場合：全額
 - ・交付要綱第10条の報告及び立入調査に応じない場合：全額
 - ・申請日から起算して3年を経過する日から5年を経過する日までの間に奈良市から転出した場合：半額
- 2 奈良市は、交付要綱の規定に基づき、奈良市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

3 【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

第4号様式（第5条関係）

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

様

奈良市長

移住支援金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、移住支援金について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

記

不交付決定の理由

第5号様式（第6条関係）

第5号様式（第6条関係）

移住支援金交付請求書

年 月 日

奈良市長 様

住 所

氏 名

年 月 日付 第 号により交付の決定を受けた移住支援金について、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき次のとおり請求します。

1. 交付決定額 円

2. 請求金額 円

3. 振込先

金融機関		支店名	
預金種別			
預金口座番号			
フリガナ			
口座名義人			

4. 添付書類

振込先の口座情報を確認できる書類（預金通帳又はキャッシュカードの写し）

第6号様式（第12条関係）

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

様

奈良市長

移住支援金返還命令書

年 月 日付で交付決定した移住支援金につきましては、奈良市移住支援事業における移住支援金交付要綱第12条の規定により下記のとおり当該支援金の返還を命じます。

記

1. 返還金額
2. 返還期限
3. 返還理由
4. 返還方法